

Okakenkyo News Letter

2023
3月
835号

岡山県建設業協会 **会報**



- ②公共工事の円滑な施工確保について
- ⑨岡山県建設政治連盟・
自由民主党岡山県建設業支部の収支報告について
- ⑩岡山県下公共工事の動向（2月分）
- ⑫建退共だより
- ⑬法律相談コーナー
- ⑭令和5年度 技術検定試験・
受験準備講習会等の日程について
- ⑯建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑰建設業総合補償制度のご案内
- ⑱岡山県からのお知らせ

仁科芳雄博士生家 [里庄町] (提供：岡山県観光連盟)

公共工事の円滑な施工確保について

総務省自治行政局長
国土交通省不動産・建設経済局長

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和4年12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、公共工事の円滑な施工確保について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、地方公共団体に対して別添のとおり要請しましたのでお知らせします。

【別添】

1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表について

公共工事の適正な施工を確保するためには、良好な労働環境の整備等により工事に従事する技能労働者の育成及び確保が図られることが重要であり、そのためには、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各地方公共団体におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施のみならず、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

2. 適正な価格による契約について

(1) 適正な予定価格の設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

また、公共建築工事においては、適正な予定価格の設定等の取組について以下の通知を行っていることから、これらを参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ること。

- ・「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行行第12号・国営計第102号・国土入企第24号）
- ・「公共建築工事の円滑な施工確保について」（平成28年6月30日付け国土入企第7号）
- ・「公共工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和3年4月23日付け国不入企第6号）

なお、予定価格を設定する際に適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。

(2) ダンピング対策の強化について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の問題につながりやすく、公共工事の品質確保に支障をきたすおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものである。

そのため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査基準（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直す

こと。

特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。

(3) 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上について

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。

(4) 設計変更・契約変更等の適切な実施について

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

3. 適正な工期設定について

「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期の設定に努めること。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。特に、令和6年度より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、発注者として、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期を設定すること。また、その際に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

なお、工期の設定に当たって考慮した内容については、適切に設計図書に反映し、明示するよう努めること。

4. 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- ・個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
- ・調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。

○最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

○工期の設定に当たっては、資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずること。

○今後契約する工事については、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）を設定するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

5. 施工時期の平準化について

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、1.でも述べた計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

その際、「地方公共団体における土木部局以外の部局による平準化の取組及び部局間連携の推進について（通知）」（令和2年9月3日付け総行第226号・国不入企第12号）を踏まえ、財政局のほか、農林や教育など土木以外の部局を含め、各発注担当部局が緊密に連携して、施工時期の平準化を図るために必要な取組を進めること。

6. 技術者・技能者等の効率的活用について

（1）地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

（2）技術者の専任等に係る取扱いについて

監理技術者等の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和2年9月30日付け国不建第130号）における趣旨や、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監理技術者の専任義務及び主任技術者の配置義務等の工事現場の技術者に関する規制を踏まえ、また「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成30年12月3日付け国土建第309号）も参考に、適切に対応すること。

（3）JV制度の活用について

共同企業体（JV）は工事の安定的施工の確保を図る上で有効なものである。一方で過去にその弊害も指摘されていることから、活用にあたっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号）第二）に従った共同企業体運用基準を各団体において策定及び公表した上で、これに基づき活用すること。

また、令和4年5月20日に、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活

用する復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）が共同企業体運用準則に新たに位置づけられているので、大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。その際、共同企業体運用準則のほか、「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和4年7月29日付け国不入企第24号）にて復旧・復興JVの取扱いについて通知しているところであるので、これに基づき適切に運用すること。

7. 入札契約手続の迅速化等について

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不調随契・不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

8. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和4年8月26日閣議決定）を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努めること。

9. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用にも努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

10. 就労環境の改善について

令和4年12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和4年2月18日付け国不入企第35号）を踏まえ、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行行第123号・国土入企第6号）、「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）及び「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行行第419号・国不入企第33号）を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除や請負代金内訳書における法定福利費の明示の取組等により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

11. 地域の建設業団体等との緊密な連携について

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。

12. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、適切な条件明示と必要な経費の計上、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。

岡山県建設政治連盟 自由民主党岡山県建設業支部の収支報告について

政治団体の決算は、政治資金規正法の規定により暦年となっており、決算終了後3ヶ月以内に収支報告を岡山県選挙管理委員会に提出することが義務付けられております。

「岡山県建設政治連盟」「自由民主党岡山県建設業支部」両政治団体の令和4年度決算についてさる1月18日に監査を受け、2月27日に開催された地区代表者会において承認を得ましたので、その概要を掲載いたします。

○岡山県建設政治連盟

令和4年度収支報告書 自 R4. 1. 1
至 R4. 12. 31 (単位：円)

収入の部

| 項目 | 決算額 | 予算額 | 差異 | 備考 |
|--------|-----------|-----------|----|-------------|
| 会費 | 1,665,000 | 1,665,000 | 0 | 3,000円×555名 |
| その他の収入 | 53 | 50 | 3 | 預金利子 |
| 前期繰越金 | 6,079,974 | 6,079,974 | 0 | |
| 合計 | 7,745,027 | 7,745,024 | 3 | |

支出の部

| 項目 | 決算額 | 予算額 | 差異 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 経常経費 | 47,890 | 50,000 | △ 2,110 | 会費請求書用紙印刷代他 |
| 政治活動費 | 1,304,794 | 7,695,024 | △ 6,390,230 | |
| 合計 | 1,352,684 | 7,745,024 | △ 6,392,340 | |

翌年度への繰越額 7,745,027円－1,352,684円＝6,392,343円

○自由民主党岡山県建設業支部

令和4年度収支報告書 自 R4. 1. 1
至 R4. 12. 31 (単位：円)

収入の部

| 項目 | 決算額 | 予算額 | 差異 | 備考 |
|--------|---------|---------|-----------|------|
| 党費 | 162,500 | 657,800 | △ 495,300 | |
| その他の収入 | 0 | 1 | △ 1 | 預金利子 |
| 前期繰越金 | 183,075 | 183,075 | 0 | |
| 合計 | 345,575 | 840,876 | △ 495,301 | |

支出の部

| 項目 | 決算額 | 予算額 | 差異 | 備考 |
|-------|-----|---------|-----------|------------|
| 経常経費 | 330 | 330 | 0 | 残高証明書発行手数料 |
| 政治活動費 | 0 | 840,546 | △ 840,546 | 党費還付金 |
| 合計 | 330 | 840,876 | △ 840,546 | |

翌年度への繰越額 345,575円－330円＝345,245円

岡山県下公共工事の動向 〈2月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和5年2月）

| 区 分 | 当 月 | | 累 計 | |
|-------|-------|---------|--------|---------|
| | 件 数 | 請 負 金 額 | 件 数 | 請 負 金 額 |
| 令和4年度 | 163件 | 61億円 | 3,369件 | 1,597億円 |
| 増 減 率 | ▲3.0% | ▲29.6% | ▲6.7% | 1.8% |
| 令和3年度 | 168件 | 86億円 | 3,611件 | 1,569億円 |
| 令和2年度 | 162件 | 76億円 | 3,738件 | 1,609億円 |
| 令和元年度 | 168件 | 71億円 | 4,455件 | 1,771億円 |

【1】当月の状況

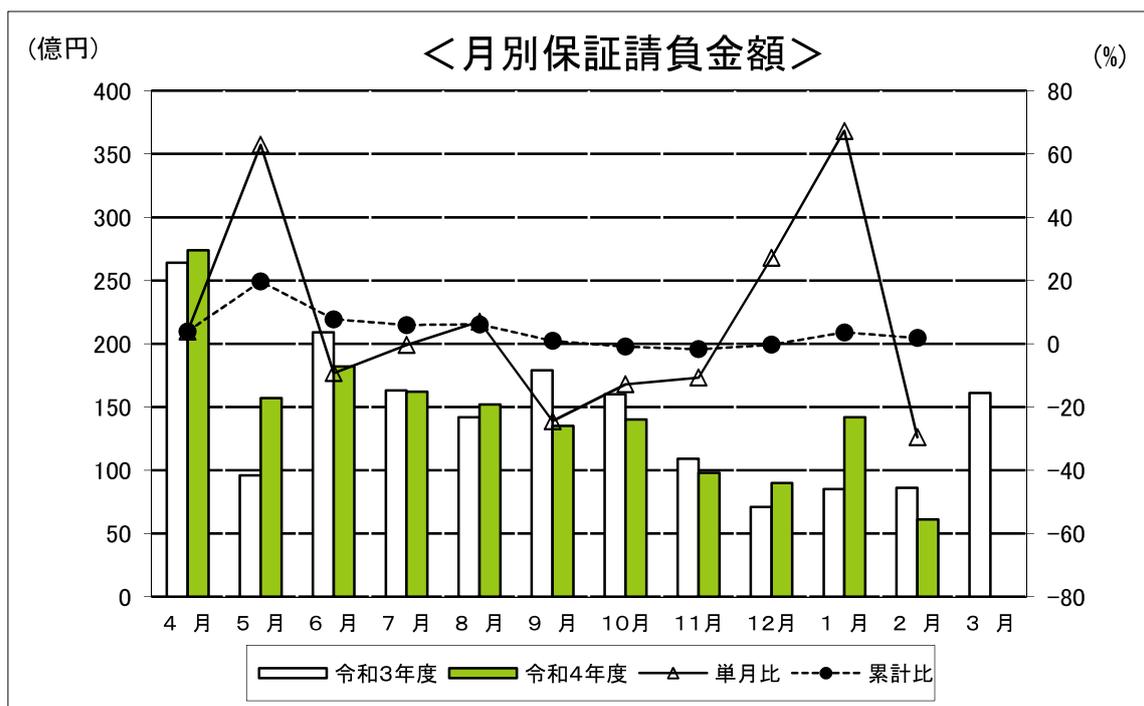
2月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で3.0%減の163件、請負金額は29.6%減の61億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「県」で13.8%増、「その他の公共的団体」で165.2%増となったものの、「国」で56.4%減、「独立行政法人等」で0.7%減、「市町村」で21.4%減となった。

【2】累計(令和4年4月～令和5年2月)

2月末累計では、件数は前年同月比で6.7%減の3,369件、請負金額は1.8%増の1,597億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「国」で23.5%減、「県」で16.4%減となったものの、「独立行政法人等」で15.9%増、「市町村」で20.6%増、「その他の公共的団体」で13.4%増となった。

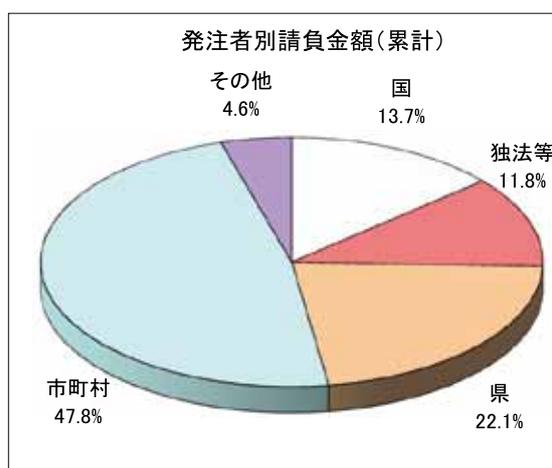
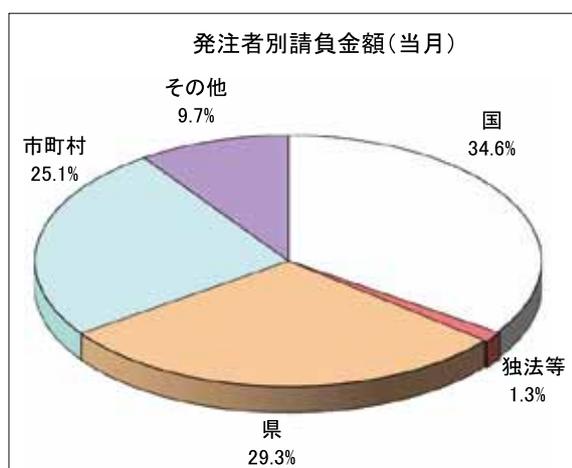


【参 考】 令和4年5月9日より電子証書の発行が可能となりました。
2月: 8件、2月末累計: 79件 [対象: 国土交通省直轄案件等]

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

| 区分 発注者 | 当 月 | | 増減率(%) | | 累 計 | | 増減率(%) | |
|-----------|-----|-------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|
| | 件数 | 請負金額 | 件数 | 請負金額 | 件数 | 請負金額 | 件数 | 請負金額 |
| 国 | 10 | 2,111 | ▲ 16.7 | ▲ 56.4 | 147 | 21,925 | ▲ 16.9 | ▲ 23.5 |
| 独法等 | 2 | 80 | 100.0 | ▲ 0.7 | 63 | 18,899 | 8.6 | 15.9 |
| 県 | 81 | 1,789 | ▲ 15.6 | 13.8 | 1,319 | 35,262 | ▲ 12.4 | ▲ 16.4 |
| 市町村 | 66 | 1,534 | 20.0 | ▲ 21.4 | 1,796 | 76,347 | ▲ 1.0 | 20.6 |
| その他 | 4 | 589 | 0.0 | 165.2 | 44 | 7,277 | ▲ 21.4 | 13.4 |
| 合 計 | 163 | 6,105 | ▲ 3.0 | ▲ 29.6 | 3,369 | 159,713 | ▲ 6.7 | 1.8 |



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

| 区分 地区 | 当 月 | | | 累 計 | | |
|----------|-------|---------|--------|---------|--------|--------|
| | 請負金額 | 増減率(%) | 構成比 | 請負金額 | 増減率(%) | 構成比 |
| 岡山地区 | 2,441 | ▲ 20.8 | 40.0% | 55,675 | ▲ 12.1 | 34.9% |
| 東備地区 | 209 | ▲ 55.8 | 3.4% | 6,563 | 17.7 | 4.1% |
| 倉敷地区 | 1,740 | 2.5 | 28.5% | 45,587 | 26.4 | 28.5% |
| 井笠地区 | 251 | ▲ 88.9 | 4.1% | 16,895 | ▲ 4.2 | 10.6% |
| 高梁地区 | 45 | ▲ 24.0 | 0.8% | 2,472 | ▲ 32.9 | 1.5% |
| 新見地区 | 318 | 4,292.7 | 5.2% | 5,001 | 77.2 | 3.1% |
| 真庭地区 | 406 | ▲ 35.1 | 6.7% | 7,175 | ▲ 32.1 | 4.5% |
| 津山地区 | 354 | 47.0 | 5.8% | 11,131 | 3.5 | 7.0% |
| 勝英地区 | 337 | 48.8 | 5.5% | 9,210 | 42.8 | 5.8% |
| 合 計 | 6,105 | ▲ 29.6 | 100.0% | 159,713 | 1.8 | 100.0% |

(建退共だより)

建退共の被共済者から中退共へ移動通算時の留意事項 (電子申請方式による掛金充当がある場合)

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyoo.jp/>

電子申請方式を利用して掛金充当をしている建退共の被共済者を中退共（中小企業退職金共済制度）の被共済者へ変更して移動通算の申し出をする場合、次の点にご留意いただくようお願いします。

記

- 1 移動通算の申し出の時点で建退共での掛金納付は完了済とみなされます。
- 2 申し出後に電子申請方式による就労実績報告がなされたとしても、その報告に係る掛金充当実績は、移動先の退職金制度に移動通算することができません。
- 3 自社で電子申請方式による掛金充当を行っている、または元請が電子申請方式による掛金充当を行っている下請工事現場がある共済契約者にあつては、移動通算の申し出を行う被共済者について、電子申請による掛金充当が完了（中退共制度への加入の前日までの就労分全て）したことを確認した後、移動通算の申し出をしてください。
- 4 電子申請による掛金充当状況については、自社が電子申請方式利用者である場合は、「電子申請専用サイト」から確認することができます。
自社が電子申請方式利用者でない場合は、元請または上位下請から交付された「掛金充当書」で確認してください。

元請が電子申請を利用している場合の具体的な手続きの流れ

- ① 自社で就労実績ファイルを作成
- ↓
- ② 元請または上位下請へ提出（上位下請はさらに元請へ提出）
- ↓
- ③ 元請が建退共へ就労実績ファイルを提出
- ↓
- ④ 建退共が掛金充当処理及び「掛金充当書」を発行
- ↓
- ⑤ 元請または上位下請から「掛金充当書」を受領
- ↓
- ⑥ 電子申請方式による掛金充当が全て完了していることを確認
- ↓
- ⑦ 中退共へ「移動通算申出書」を提出

第153回 従業員のSNSの利用について

●相談内容●

昨今、SNSでの投稿が火種となって社会問題となり、投稿者の個人情報特定されるということを見ます。もし会社の従業員が不適切な投稿をして当社の評判を落としたり、当社に損害を与えたりといったことが発生しないようにどのような対策をしたらよいでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

SNS利用のリスク

現在は、誰もが全世界に情報を発信できる手段を持っている時代です。しかし、情報を発信したらどうなるか、受け手がどう感じるかといった視点での検討は社会全体で未熟な状態です。従業員がSNSで発信をすることによってニュースになるような社会問題を引き起こすリスクだけでなく、会社が秘密としている情報の漏洩、会社の評判を落とす内容の投稿がなされるリスクがあります。

SNSの利用は制限できる？

従業員による不適切な投稿をなくすためには、そもそも従業員のSNSの利用を禁止するということが考えられます。

SNSの利用のうち業務に関係ないものについては、業務時間中の利用を禁止することは可能ですし、業務で使用するパソコンでのSNSの利用を全面的に禁止することは可能です。就業規則に、業務で使用するパソコンの不適切利用を防ぐためのモニタリング規程を置くのも効果的でしょう。

しかし、業務時間外の従業員個人の通信媒体を使ったSNSの利用は、制限をすることができません。というのも、このようなSNSの利用はプライベートなものです。そのため、会社が利用に介入することは、むしろ会社が当該従業員に対して損害賠償をしなくてはならない場合が生じます。

従業員が利用しているSNSのアカウントを監視することも、個への介入であり、あってはなりません。

事後的な対応について

不適切な投稿がなされてしまった場合には、様々な対応が考えられます。例えば会社の信用を失墜させたこと懲戒事由としてあらかじめ就業規則に定めておくことによって、懲戒処分をすることが考えられます。

また、会社に損害が発生した場合には、従業員に対して損害賠償請求をすることも考えられます。もっとも、会社の従業員に対する損害賠償請求は、損害の一部に請求額が制限されるケースが多いため、損害の全額の賠償を求めることはできないと考えたほうがよいと思います。

事前に対応するには

事後的な対応ができるとはいえ、やはり会社への損害を考慮すれば、SNSでの不適切な投稿は未然に防ぎたいものです。

事前に不適切な投稿を防ぐためには、従業員1人1人、そして会社全体のコンプライアンス意識を向上させることが最も大事です。コンプライアンス意識が浸透すれば情報漏洩などはしないですし、私見ですが、高いコンプライアンス意識を持った環境のもとで充実して業務ができている人は、変に目立つなどと考えて不適切な投稿をすることはないと思います。

社内のコンプライアンス意識を高めるためには、研修が効果的です。SNSの利用に限らず、コンプライアンスについて学んで、社外から見ても社内においても素晴らしいといえる会社を目指しましょう。

令和5年度
技術検定・受験準備講習会等の日程について

令和5年度に実施される技術検定・受験準備講習会等の実施機関と日程は次のとおりです。
受験・受講を希望される方は参考にご覧ください。

| 試験 | 受験準備講習会等 |
|--|---|
| <p>1・2級土木施工管理技術検定 1・2級管工事施工管理技術検定 1・2級電気通信工事施工管理技術検定 1・2級造園施工管理技術検定 土地区画整理士技術検定 《指定試験機関》 (一財)全国建設研修センター https://www.ictc.jp/ TEL 土木 (042)300-6860 管工事 (042)300-6855 電気通信工事 (042)300-0205 造園・土地区画整理士 (042)300-6866</p> | <p>◎ 1・2級土木施工管理技術検定(1級第1次、2級種別:土木)受験準備講習会 主催 (公財)岡山県建設技術センター https://www.octc.or.jp/ TEL (086)284-4510</p> |
| <p>1・2級建築施工管理技術検定 1・2級電気工事施工管理技術検定 《指定試験機関》 (一財)建設業振興基金 https://www.fcip-shiken.jp/ TEL 試験研修本部 (03)5473-1581</p> | <p>◎ 1・2級建築、管工事、電気工事、電気通信工事施工管理技術検定(第1次・第2次)及び1級土木施工管理技術検定(第2次)受験準備講習会 主催 (一財)地域開発研究所 https://www.ias.or.jp/iyuken/ TEL (03)3235-3601</p> |
| <p>1・2級建設機械施工管理技術検定 《指定試験機関》 (一社)日本建設機械施工協会 https://jcmant-shiken.jp/ TEL 試験部 (03)3433-1575</p> | <p>◎ 1・2級建設機械施工管理技術検定(筆記)受験対策eラーニング講座 主催 (一財)建設物価調査会 講習会業務代行(株)建設物価サービス https://book.kensetu-navi.com/ TEL (03)5649-8581</p> |
| <p>建設業経理士検定・建設業経理事務士 (一財)建設業振興基金 https://www.keiri-kentei.jp/ TEL (03)5473-4581</p> | <p>◎ 建設業経理事務士特別研修(3級・4級) 主催 (一財)建設業振興基金 https://www.keiri-kentei.jp/training/ TEL (03)5473-4581</p> |

令和5年度技術検定 実施日程・願書販売先（書面受付の場合）

インターネット申込・技術検定の詳細については各機関にお問い合わせ下さい

| 級別 | 申込書販売開始※郵送販売は7日前に締切 | | 実施機関 | 申込受付期間 ※消印有効 | 試験日 | 合格発表日 | |
|---|---------------------|-----------------|------------------------|---|--------------|---------------------|---------------|
| | 申込書販売場所 | | | | | | |
| 土木 | 1級 | 第1次検定 | R5.2.17 | (一財)全国建設研修センター 土木試験課 TEL(042)300-6860 | R5.3.17~3.31 | R5.7.2 | R5.8.9 |
| | | 第2次検定 | | | | R5.10.1 | R6.1.12 |
| | 2級 | 第1次検定(前期)(種別土木) | R5.2.17 | R5.3.1~3.15 | R5.6.4 | R5.7.4 | R5.11.30 |
| | | 第1次検定(後期) | R5.6.19 | R5.7.5~7.19 | R5.10.22 | 1次R5.11.30/2次R6.2.7 | |
| | | 第1次検定・第2次検定 | | | | R6.2.7 | |
| 第2次検定 | | | | | | | |
| (公財)岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財)全国建設研修センター (右記) | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | | |
| 管工事 | 1級 | 第1次検定 | R5.4.10 | (一財)全国建設研修センター 管工事試験課 TEL(042)300-6855 | R5.5.8~5.22 | R5.9.3 | R5.10.5 |
| | | 第2次検定 | | | | R5.12.3 | R6.3.6 |
| | 2級 | 第1次検定(前期) | R5.2.17 | R5.3.1~3.15 | R5.6.4 | R5.7.4 | R6.1.5 |
| | | 第1次検定(後期) | R5.6.26 | R5.7.11~7.25 | R5.11.19 | 1次R6.1.5/2次R6.3.6 | |
| | | 第1次検定・第2次検定 | | | | R6.3.6 | |
| 第2次検定 | | | | | | | |
| (公財)岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財)全国建設研修センター (右記) | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | | |
| 電気通信工事 | 1級 | 第1次検定 | R5.4.10 | (一財)全国建設研修センター 電気通信工事試験課 TEL(042)300-0205 | R5.5.8~5.22 | R5.9.3 | R5.10.5 |
| | | 第2次検定 | | | | R5.12.3 | R6.3.6 |
| | 2級 | 第1次検定(前期) | R5.2.17 | R5.3.1~3.15 | R5.6.4 | R5.7.4 | R6.1.5 |
| | | 第1次検定(後期) | R5.6.26 | R5.7.11~7.25 | R5.11.19 | 1次R6.1.5/2次R6.3.6 | |
| | | 第1次検定・第2次検定 | | | | R6.3.6 | |
| 第2次検定 | | | | | | | |
| (公財)岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財)全国建設研修センター (右記) | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | | |
| 造園 | 1級 | 第1次検定 | R5.4.10 | (一財)全国建設研修センター 造園試験課 TEL(042)300-6866 | R5.5.8~5.22 | R5.9.3 | R5.10.5 |
| | | 第2次検定 | | | | R5.12.3 | R6.3.6 |
| | 2級 | 第1次検定(前期) | R5.2.17 | R5.3.1~3.15 | R5.6.4 | R5.7.4 | R6.1.5 |
| | | 第1次検定(後期) | R5.6.26 | R5.7.11~7.25 | R5.11.19 | 1次R6.1.5/2次R6.3.6 | |
| | | 第1次検定・第2次検定 | | | | R6.3.6 | |
| 第2次検定 | | | | | | | |
| (公財)岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財)全国建設研修センター (右記) | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | | |
| 建築・電気工事 | 1級 | 第1次検定 | R5.1.13 | (一財)建設業振興基金 試験研修本部 TEL(03)5473-1581 | R5.1.27~2.10 | R5.6.11 | R5.7.14 |
| | | 第2次検定(第1次検定免除者) | | | | R5.10.15 | R6.2.2 |
| | 2級 | 第1次検定(前期) | R5.1.13 | R5.1.27~2.10 | R5.6.11 | R5.7.14 | R5.12.22 |
| | | 第1次検定(後期) | R5.6.30 | R5.7.14~7.28 | R5.11.12 | R6.2.2 | |
| | | 第1次検定・第2次検定 | | | | | |
| 第2次検定(第1次検定免除者) | | | | | | | |
| (公財)岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財)建設業振興基金 (右記) | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | | |
| 建設機械 | 1級 | 第1次検定 | R5.2.1 | (一社)日本建設機械施工協会 試験部 TEL(03)3433-1575 | R5.2.15~3.31 | R5.6.18 | R5.7.31 (予定) |
| | | 第2次検定(筆記) | | | | R5.8月下旬~9月中旬 | R5.11.16 (予定) |
| | | 第2次検定(実技) | | | | | |
| | 2級 | 第1次検定 | R5.6.18 | R5.7.31 (予定) | | | |
| | | 第2次検定(筆記) | | R5.11.16 (予定) | | | |
| 第2次検定(実技) | | | | | | | |
| (一社)岡山県建設業協会※窓口販売のみ TEL (086) 225-4133 (一社)日本建設機械施工協会中国支部 TEL (082) 221-6841 | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | | |

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

労働災害は、いつ、どこで起こるかわかりません！

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

屋根からの転落、火災、交通事故・・・など、いつどこで起こるかわからない労働災害。大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。⇒死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償します。

◆建設共済保険は、被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

【建設共済保険：過去の保険金支払い事例】

1. 死亡されたケース

瓦補修作業中に誤って滑り落ち、タキロン屋根を突き破って土間コンクリートに転落。

(外傷性くも膜下出血により死亡)

保険金合計 2,000 万円

(被災者補償保険金 1,000 万円)

(諸費用補償保険金 1,000 万円)

作業員宿舎で、就寝中に火災発生。(死亡)

保険金合計 3,000 万円

(被災者補償保険金 1,500 万円)

(諸費用補償保険金 1,500 万円)

2. 労災事故により重篤な障害が残ったケース

屋根裏下地材の取付け作業中、2階梁から降りる際に脚立を踏み外し転落。(脳内出血・くも膜下出血により **障害等級 第1級**)

保険金合計 2,000 万円

(被災者補償保険金 1,000 万円)

(諸費用補償保険金 1,000 万円)

3. 複数人が被災(死亡)されたケース

道路下の法面を補強する工事において法面の下側にて水質汚濁処理の作業中、工事区間隣りの法面が突然崩落し、作業員 5 名が被災。(土砂に埋もれ 5 名死亡)

5 名分保険金合計 2 億円(1 名あたり 4,000 万円)

(5 名分被災者補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))

(5 名分諸費用補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))

4. 通勤途上に被災されたケース

会社から自宅への通常の通勤経路を車で帰宅中、左カーブで対向車線に進入し対向車に正面衝突。(全身打撲により死亡)

保険金合計 4,000 万円

(被災者補償保険金 2,000 万円)

(諸費用補償保険金 2,000 万円)

【建設共済保険の特長】 (年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において 15 点の加点

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病 3 級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/> 建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 毎月中途加入も可能です！！ ◆◆

補償制度の特徴

① 会員専用の補償制度で保険料が割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

② 年間包括契約方式で加入手続きが簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
保険の加入を忘れる心配がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③ 無料法律相談

補償制度加入者限定のサービスとして
建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます

安心
サポート

④ 自社所有建機等もカバー

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万一が事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和4年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山法人営業課 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0703

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

春の交通安全県民運動

「交通ルール 守って笑顔 晴れの国」

令和5年5月11日(木)～5月20日(土)

【重点目標】

○全国共通の重点目標

- ・子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ・横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ・自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○岡山県の重点目標

- ・横断歩行者優先の徹底
- ・運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- ・スピードダウンの励行
- ・自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

○自主重点目標

- ・交差点における安全な通行の徹底

交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(土)

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

協会日誌

- 5. 2. 9 岡山保証事業審議会
- 5. 2. 10 全建 総務委員会（東京）
- 5. 2. 17 岡山県防災会議
- 5. 2. 17 （公財）岡山県建設技術センター研修協議会
- 5. 2. 20 正副会長会
- 5. 2. 21 技術研究委員会 合同会議
- 5. 2. 22 岡山県建築住宅センター(株)取締役会
- 5. 2. 27 理事会

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp